

小規模保育事業等への災害共済給付拡充を求める意見書

平成24年8月に成立したいわゆる子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月から実施されることとなった子ども・子育て支援新制度により、小規模な保育事業を地域型保育事業として位置付けた。

地域型保育事業は、保育の量的拡大により、本市等の都市部において集中している待機児童の解消を図ることが期待されているが、新制度の実施に伴い認可事業として位置付けられたにもかかわらず、現在、認可保育所で認められている公的補償である災害共済給付制度の対象とされていないため、学校や保育所の管理下における負傷や疾病の際に、医療費や障害見舞金、死亡見舞金の支給対象にならない。

家庭に代わって子どもの保育を担う保育所等において、子どもの安全確保は、日々の保育の基本であり、事故防止の徹底を図ることはもちろんのこと、公的保険制度導入は、事故防止意識の向上に資するものであり、保育の質の確保にもつながる。

地域型保育事業のうち小規模保育、家庭的保育及び事業所内保育の3つの保育事業については、人員や面積等の認可基準が定められており、認可保育所に準じた安全基準が定められていることから、認可保育所と同様に災害共済給付制度の対象に追加すべきである。

よって、国におかれては、保育所等において子どもが安全・安心に過ごせるように、小規模保育事業等への災害共済給付拡充に向けて関係する法律の改正を早期に行われるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月18日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣